

教員に過労を強いる「給特法」

「給特法（きゅうとくほう）」は、「公立学校の教員は残業しても残業手当は出しません」ということを決めている法律です。

※「給特法」の正式名称は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」です



残業代、出ないの！

それ、法律（労働基準法）違反じゃないの？



学校の教員は「労働基準法」より「給特法」が優先で残業手当はでないの…



だったら、残業せずに定時帰宅できないの？

教員には部活動指導等の多くの仕事があるのよ。そして多くの教員は子どものために残業しても仕事するの…



なぜ法律を変えて教員の残業に手当をつけないの？

国が手当を払いたくないからだと思う。だから、教員の残業は法律上「自主的」にやっていることになっているの…



残業が「自主的」？未来ある子どものためなのに、それはひどすぎる！

国に本気で残業を減らすようにさせるためにも、教員に残業手当は必要です。だから「給特法」は廃止！



教員と子どものため、給特法は廃止へ！